

株式会社北海道銀行の個別業績の概要

平成26年11月14日

代表者 (役職名) 取締役頭取 (氏名) 堰八 義博  
 問合せ先責任者 (役職名) 経営企画部長 (氏名) 疋田 一品 TEL (011) 233-1005  
 半期報告書提出予定日 平成26年11月25日

(百万円未満切捨て)

1. 平成27年3月期第2四半期(中間期)の個別業績(平成26年4月1日～平成26年9月30日)

(1) 個別経営成績 (%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
27年3月期中間期	41,623	3.3	9,869	4.0	7,050	30.3
26年3月期中間期	40,286	△4.8	9,490	33.2	5,412	6.5

	1株当たり 中間純利益	
	円	銭
27年3月期中間期	12	83
26年3月期中間期	9	47

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注)
	百万円	百万円	%
27年3月期中間期	4,921,754	192,476	3.9
26年3月期	4,599,042	183,094	4.0

(参考) 自己資本 27年3月期中間期 192,476百万円 26年3月期 183,094百万円

(注) 「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示に定める自己資本比率ではありません。

個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	146,774	409,427
コールローン	—	10,000
商品有価証券	1,837	1,866
金銭の信託	7,759	7,718
有価証券	※1,※7,※11 1,243,120	※1,※7,※11 1,214,689
貸出金	※2,※3,※4,※5,※6,※8 3,108,677	※2,※3,※4,※5,※6,※8 3,187,439
外国為替	※6 7,333	※6 4,212
その他資産	38,199	40,013
その他の資産	※7 38,199	※7 40,013
有形固定資産	29,792	29,131
無形固定資産	5,008	4,213
繰延税金資産	8,778	7,861
支払承諾見返	26,143	30,891
貸倒引当金	△24,383	△25,710
資産の部合計	4,599,042	4,921,754
<b>負債の部</b>		
預金	※7 4,217,188	※7 4,241,227
譲渡性預金	45,765	341,861
コールマネー	4,631	—
借入金	※7,※9 51,000	※7,※9 53,626
外国為替	32	55
社債	※10 15,000	—
その他負債	45,169	50,606
未払法人税等	2,171	2,927
リース債務	960	833
資産除去債務	66	67
その他の負債	41,971	46,777
退職給付引当金	9,659	9,761
役員退職慰労引当金	124	108
偶発損失引当金	823	691
睡眠預金払戻損失引当金	410	446
支払承諾	26,143	30,891
負債の部合計	4,415,948	4,729,278
<b>純資産の部</b>		
資本金	93,524	93,524
資本剰余金	16,795	16,795
資本準備金	16,795	16,795
利益剰余金	54,060	60,259
利益準備金	6,410	6,571
その他利益剰余金	47,650	53,688
繰越利益剰余金	47,650	53,688
株主資本合計	164,379	170,578
その他有価証券評価差額金	18,714	21,897
評価・換算差額等合計	18,714	21,897
純資産の部合計	183,094	192,476
負債及び純資産の部合計	4,599,042	4,921,754

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)		(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
経常収益	40,286		41,623	
資金運用収益	29,715		30,458	
(うち貸出金利息)	24,323		23,758	
(うち有価証券利息配当金)	5,206		6,522	
役務取引等収益	8,375		8,478	
その他業務収益	572		484	
その他経常収益	※1 1,622		※1 2,202	
経常費用	30,796		31,754	
資金調達費用	1,880		1,326	
(うち預金利息)	1,191		814	
役務取引等費用	4,105		4,079	
その他業務費用	26		21	
営業経費	※2 22,910		※2 22,580	
その他経常費用	※3 1,873		※3 3,747	
経常利益	9,490		9,869	
特別利益	3		13	
特別損失	77		55	
税引前中間純利益	9,416		9,827	
法人税、住民税及び事業税	3,604		3,482	
法人税等調整額	399		△706	
法人税等合計	4,004		2,776	
中間純利益	5,412		7,050	

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位: 百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	93,524	16,795	16,795	5,883	41,117	47,000	157,320
会計方針の変更による累積的影響額							—
会計方針の変更を反映した当期首残高	93,524	16,795	16,795	5,883	41,117	47,000	157,320
当中間期変動額							
剰余金の配当				161	△966	△805	△805
中間純利益					5,412	5,412	5,412
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	161	4,445	4,606	4,606
当中間期末残高	93,524	16,795	16,795	6,044	45,562	51,607	161,926

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,356	17,356	174,676
会計方針の変更による累積的影響額			—
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,356	17,356	174,676
当中間期変動額			
剰余金の配当			△805
中間純利益			5,412
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,498	1,498	1,498
当中間期変動額合計	1,498	1,498	6,105
当中間期末残高	18,855	18,855	180,782

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	93,524	16,795	16,795	6,410	47,650	54,060	164,379
会計方針の変更による累積的影響額					△46	△46	△46
会計方針の変更を反映した当期首残高	93,524	16,795	16,795	6,410	47,604	54,014	164,333
当中間期変動額							
剰余金の配当				161	△966	△805	△805
中間純利益					7,050	7,050	7,050
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	161	6,083	6,245	6,245
当中間期末残高	93,524	16,795	16,795	6,571	53,688	60,259	170,578

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	18,714	18,714	183,094
会計方針の変更による累積的影響額			△46
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,714	18,714	183,047
当中間期変動額			
剰余金の配当			△805
中間純利益			7,050
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,183	3,183	3,183
当中間期変動額合計	3,183	3,183	9,428
当中間期末残高	21,897	21,897	192,476

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については原則として中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,830百万円(前事業年度末は25,402百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

会計基準変更時差異(11,587百万円)：15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度については、平成24年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成24年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成24年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の割引率からイールドカーブ等価アプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が71百万円増加し、繰越利益剰余金が46百万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ5百万円減少しております。

なお、当中間会計期間の1株当たり純資産額が0円10銭減少し、1株当たり中間純利益金額は0円1銭減少しております。潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
株式	2,527百万円	2,527百万円
出資金	484百万円	412百万円

※2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	1,498百万円	1,076百万円
延滞債権額	59,112百万円	60,808百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	7百万円	57百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	20,072百万円	20,344百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	80,691百万円	82,287百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	16,860百万円	14,879百万円



※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	135,159百万円	134,906百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,114百万円	3,556百万円
借入金	1,000百万円	3,626百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
--	-----------------------	-------------------------

有価証券	83,360百万円	83,462百万円
------	-----------	-----------

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
--	-----------------------	-------------------------

先物取引差入証拠金	6百万円	8百万円
金融商品等差入担保金	200百万円	200百万円
保証金	2,391百万円	2,390百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
--	-----------------------	-------------------------

融資未実行残高	960,874百万円	964,444百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	948,623百万円	952,193百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております

※9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付借入金	50,000百万円	50,000百万円

※10. 社債は、全額、劣後特約付社債であります。

※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	69,656百万円	78,364百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
株式等売却益	509百万円	1,184百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	850百万円	781百万円
無形固定資産	1,010百万円	942百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,001百万円	2,099百万円
株式等売却損	73百万円	712百万円
株式等償却	108百万円	8百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当中間会計期間の中間貸借対照表計上額及び前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式2,527百万円、関連会社株式一百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。